

# 地域自立支援協議会とは？

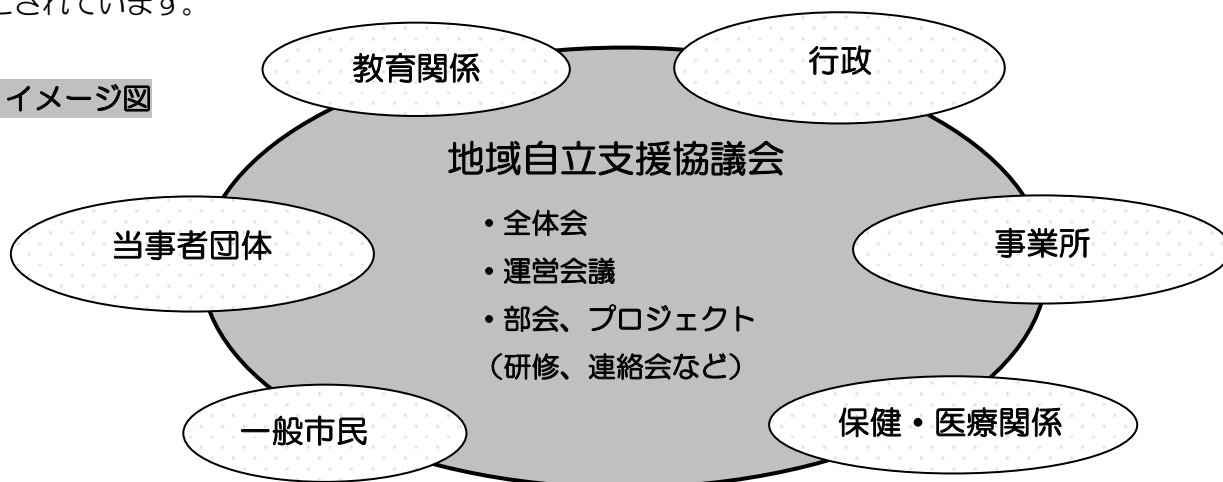
「地域自立支援協議会」とは・・・

「障がいの有無にかかわらず、すべての市民がともに暮らすことのできる地域づくりに関して、協議していく会」であり、平成18年の障害者総合支援法に基づき、各市町村に設置するとされています。

平成20年4月より、上尾市・伊奈町は共同にて、桶川市は単独で、それぞれが実施していましたが、令和2年度より2つの協議会を統合する形で「上尾・桶川・伊奈地域自立支援協議会」がスタートしています。

制度として示されている協議会の概要ですが、以下のイメージ図にある様々な関係者で集まり、そこで行われる「協議（会議・部会・プロジェクトなど）」については、各市町の地域状況に応じた自由な形で構成して良いとされています。

## ※ イメージ図



また、協議会では以下にある6つの機能が期待できるとされています。

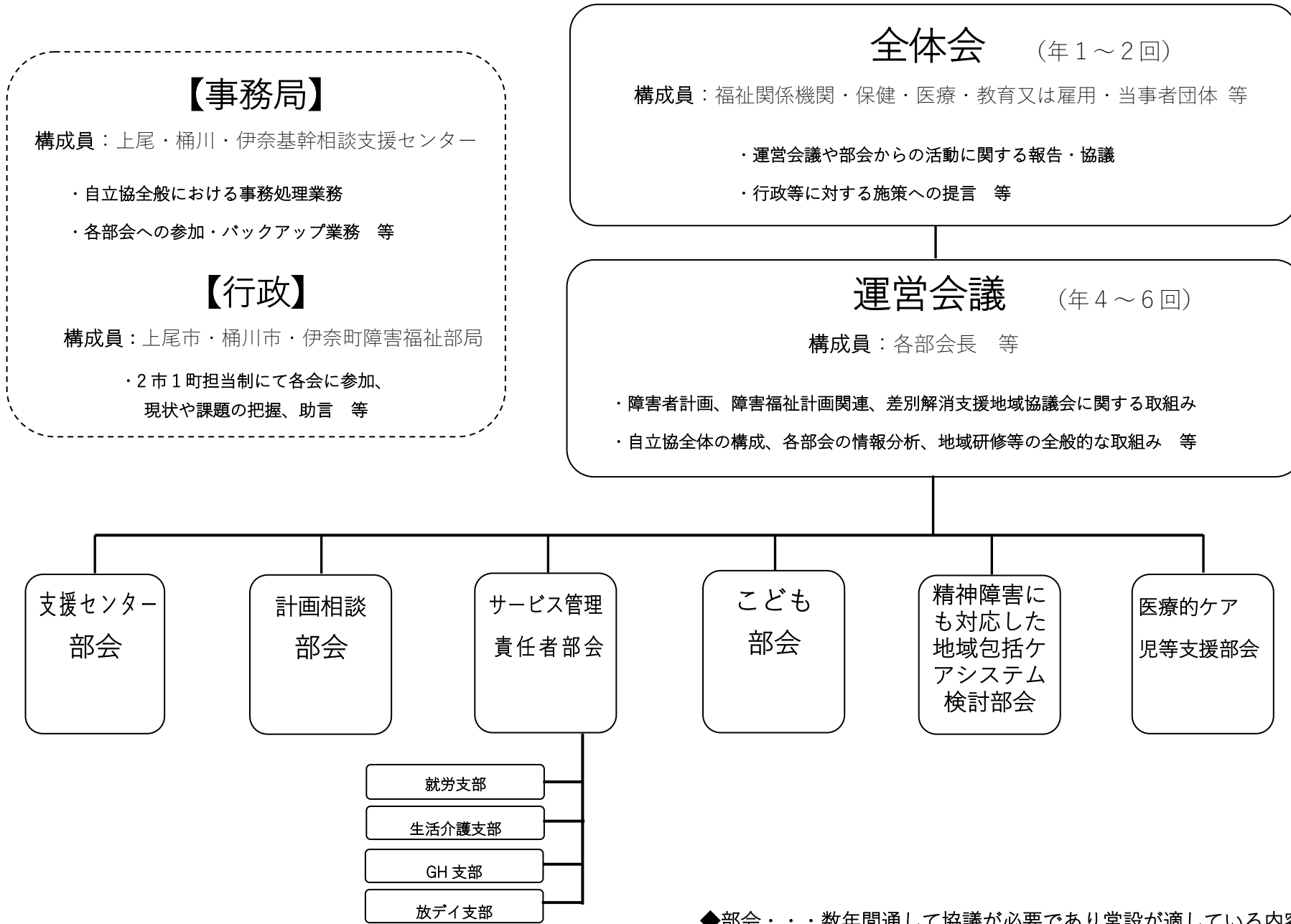
お互いの様々な「情報を共有」すること、事業所・行政機関・関係諸団体とのネットワークの堅密化を図ること、各協議や研修会などを通じて支援側の力を高めていくこと、個々で抱えていた課題を「市町の地域課題」として捉え、改善に繋がる内容を検討し実施していくこと…など、構成員による活動次第で様々な効果が期待できます。

情報機能	・ 困難事例への対応のあり方を情報共有 ・ 地域の諸情報を共有
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 地域の支援力を高めるための役割分担と調整
開発機能	・ 地域診断 ・ 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・ 構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	・ 権利擁護に関する取り組みを展開
評価機能	・ 中立・公平を確保する観点から委託相談事業者の運営評価 ・ サービス利用作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

官民共同のチームで、この地域の障害のある方の暮らし易さについてもっと良く知り、お互いを高め合い、連携を深めながら、より良い地域の仕組み作りやより良い取組み・活動について考え、創造していける協議会にしていく必要があると思っています。

関係者の皆さんとの協議・協力を重ねてより良い協議会としていけたらと考えています。

# (令和8年度) 上尾・桶川・伊奈地域自立支援協議会 組織図



◆部会・・・数年間通して協議が必要であり常設が適している内容の協議体